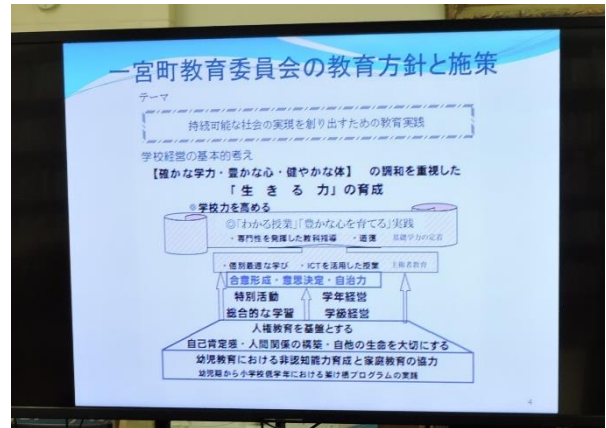


令和7年5月19日(月)

「第1回 学校運営協議会」

第1回学校運営協議会では、委員の皆様による授業参観を実施しました。その後、学校より学校運営方針をご説明し、委員の皆様にご承認いただきました。



今年度も、地域との連携を大切にするとともに、地域の皆様のご協力を得ながら特色ある学校づくり(地域資源を生かした学校づくり)を進めてまいります。

学校運営協議会は、学校と地域が連携・協力し、学校運営に参画するための組織です。この制度は、地域住民などが学校運営に共に取り組むことを可能にし、「地域とともにある学校」の実現を目指しています。

〈学校運営協議会の主な役割(地方行政法第47条の5)〉

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- ・校長が作成する学校運営方針を承認すること
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

